

土佐市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐市が開設しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 土佐市が管理する公式ホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、第7条第1項及び第2項による広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

大きさ	縦 50 ピクセル × 横 150 ピクセル
形式	GIF（アニメーション可）・JPEG・PNG
データ容量	7 KB 以下

2 広告枠の位置は、市ホームページのトップページのうちから、市長が指定する。

(広告の種類)

第4条 市ホームページに掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

(掲載しない広告の範囲)

第5条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は、市ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心・射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載する広告として適当でないとき市長が判断するもの

(広告掲載の募集及び申込み)

第6条 広告掲載の募集は、市ホームページ及び広報紙「広報 土佐」により公募する。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設定したとき又は広告枠に空きが生じたときに行う。

3 市ホームページに広告の掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、別記様式第1号により市長に申し込まなければならない。

（広告掲載の決定）

第7条 市長は、前条第3項の規定により広告掲載の申込みがあった場合は、第5条の規定に基づき広告掲載の可否を審査し、広告掲載を決定する。

2 広告掲載の申込みが掲載枠数を超えた場合は、前項の規定に基づき広告掲載が可となった申込者による抽選を行い、広告掲載を決定する。ただし、申込者間で調整を行うことができる場合は、この限りでない。

3 市長は、広告掲載の決定をしたときは、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

（広告掲載の順位等）

第8条 広告掲載の順位は、広告掲載の申込日の順に広告枠の上から順に下に掲載するものとする。

2 広告掲載の申込みが同日の場合は、抽選により順位を決定する。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり、次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

土佐市内に事業所等を有するもの	左記以外のもの
3,000円／月	5,000円／月

2 前項の広告掲載料は、原則として12ヶ月を単位とする。ただし、広告掲載の開始日から年度末までの期間が12ヶ月に満たない場合は、当該年度末までの掲載月数によるものとする。

3 広告主は、原則として前項の広告掲載料を市長が指定する期日までに一括前納しなければならない。

（広告掲載の期間）

第10条 広告掲載の期間は、12ヶ月とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告掲載の開始日は、原則として当該広告の掲載を開始する月の初日とする。

3 広告掲載の終了日は、原則として当該広告の掲載を終了する月の末日とする。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、広告原稿（画像データ）を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告原稿（画像データ）の提出があったときは、その内容及びリンク先について、第5条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないこと、その他提出された広告原稿（画像データ）が適当であることを確認しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ）が適当でないことを認めるときは、広告主に対し広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求めるものとする。

（広告の掲載）

第12条 市長は、第9条第3項の規定により広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿（画像データ）が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

（リンク先の変更の求め等）

第13条 市長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止（以下、この条において「広告掲載の取消し等」という。）をすることができる。

- （1） 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
- （2） 指定された期日までに広告主が広告原稿（画像データ）を提出しなかったとき。
- （3） 第11条第3項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- （4） その他市ホームページへの広告掲載が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の取消し等をしたときは、別記様式第3号によりその旨を当該広告主に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の取消し等をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

（広告等の変更）

第15条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに別記様式第4号により市長に届け出なければならない。

3 第11条の規定は、前項の規定による広告等の変更について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して10日前までに第2項に規定する様式により市長に届け出なければならない。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げ場合は、別記様式第5号により市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合、当該取下げを受理した日の属する月の翌々月以降の月に係る広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載料の返還）

第17条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還

する。

3 前項の場合において、1カ月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 次に掲げる理由により、本市が市ホームページの運営を一時停止した場合（一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。）は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

（1） 機器等の保守又は工事を行う場合

（2） 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第7条第1項及び第2項の規定により決定を受けた土佐市ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（協議）

第19条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第20条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、高知地方裁判所に提訴するものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

土佐市ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

土佐市長 様

住所
申込者
氏名 印

※1 団体にあっては、主たる事業所の所在、
名称及び代表者の氏名を記入して下さい。

土佐市ホームページへの広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。
なお、申込みに当たっては、土佐市ホームページ広告掲載取扱要綱の規定を遵守します。

記

リンク先ホームページの内容	内 容	
	U R L	http://
広告の内容	広告掲載希望期間 ※2	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	広告の内容	
連絡先	担当者氏名	
	T E L	
	F A X	
	E-mail	

※2 広告掲載の期間は、12ヶ月単位となります。ただし、年度を超える場合は、当該年度の最終月までとなります。

様式第2号（第7条関係）

土佐市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

平成 年 月 日

様

土佐市長

土佐市ホームページへの広告掲載は、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定事項	<input type="checkbox"/> 掲載します 土佐市ホームページへの広告を <input type="checkbox"/> 掲載しません
決定理由	
掲載期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月 (月間)
掲載料	<input type="checkbox"/> 3,000 円/月 × 月 = 円 <input type="checkbox"/> 5,000 円/月

様式第3号（第14条関係）

土佐市ホームページ広告掲載取消決定通知書

平成 年 月 日

様

土佐市長

土佐市ホームページへの広告掲載は、下記のとおり取消しの決定をしましたので通知します。

記

取消区分	<input type="checkbox"/> 広告掲載の決定取消 <input type="checkbox"/> 掲広告掲載の削除 <input type="checkbox"/> 広告掲載の一時中止
決定理由	
取消年月日	平成 年 月 日

土佐市ホームページ広告掲載変更届

平成 年 月 日

土佐市長 様

住所
申込者
氏名 印

※ 団体にあつては、主たる事業所の所在、
名称及び代表者の氏名を記入して下さい。

土佐市ホームページの広告掲載の変更について、下記のとおり申し込みます。

記

リンク先 ホームページ の変更内容	内 容	
	U R L	http://
広告の変更内容	広告掲載変更期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	広告の内容	
連絡先	担当者氏名	
	T E L	
	F A X	
	E-mail	

土佐市ホームページ広告掲載取下げ申出書

平成 年 月 日

土佐市長 様

住所
申込者
氏名 印

※ 団体にあつては、主たる事業所の所在、
名称及び代表者の氏名を記入して下さい。

土佐市ホームページへの広告掲載を取り下げたいので、下記のとおり申し出します。

記

取下げ年月日	平成 年 月 日 (既に広告を掲載している場合に記入)	
理 由		
連絡先	担当者氏名	
	T E L	
	F A X	
	E-mail	